

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針の改正について（概要）

令和8年3月

文化庁文化資源活用課
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
国土交通省都市局公園緑地・景観課

今回の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」の改正のポイントは、以下のとおり。

○歴史まちづくり法や景観法に関する必要な制度改善について検討を深める「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和8年2月公表）を踏まえた改正

① 歴史的風致を形成する建造物の対象範囲の見直し

歴史まちづくりの裾野を拡大し一層の活用を図るためには、地域の実情に合わせて運用の柔軟性を高めることが望ましいことから、歴史的風致を形成する建造物について、必ずしも工作物が存在する必要はなく、人為的な改変が加えられた土地であっても建造物の対象になることを追記

また、歴史的風土や信仰対象等の人とのかかわりのある地域の象徴も建造物の対象になり得ることを追記

・・・[2. 歴史的風致の定義]

② 歴史的風致を形成する活動の継続期間の見直し

歴史的風致を形成する伝統的な活動には、古くから続く祭礼行事のみならず、歴史的建造物を活用した継続的な活動（維持管理に関わる活動やイベント、歴史上の人物の顕彰活動等）も含まれる。これらについては20年程度継続した地域に密着した活動であれば歴史的風致を形成する活動になり得ることから、歴史的風致を形成する活動の継続期間を50年から20年へ変更

・・・[別添2. 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト]

③ 官民が連携して行う歴史まちづくりの推進

官民連携による歴史まちづくりを一層推進するため、市町村における独自の事業のみでなく、官民連携による事業、民間団体の取組等についても適宜計画書に位置づけられることを追記

・・・[3-2. 認定基準②第2号基準]

④ 歴史まちづくりと観光行政との連携強化

インバウンド観光客が近年増加する中、歴史・文化資源を活用したまちづくりを通じて、国内外からの観光客を誘致するとともに、域外からの稼ぐ力を高めることが期待されている。また、歴史まちづくりによって地域の歴史文化を継承しつつ、その魅力を向上させることで、地域の観光振興につながる場合も多いことから、観光部局との連携や観光に関する上位計画の記載を追記

・・・[3-1. ③（3）歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

○その他改正

・歴史的風致維持向上計画の共同策定

令和4年3月25日付事務連絡により各自治体宛てに通知した、歴史的風致維持向上計画の共同策定が可能である旨について追記

・・・[3-1. ②歴史的風致維持向上計画の作成]

・その他所要の改正